

# MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

DECEMBER 4TH 2019

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【貿易・投資】

- 米国の対中制裁関税 新たに適用除外 32 品目発表

### 【経 済】

- 11 月の製造業 PMI 指数 前月比 0.9 ポイント上昇の 50.2

### 【貿易・投資】

- 福建省・青海省 2020 年 1 月より最低賃金引き上げ
- 18 地域が 2019 年賃上げガイドラインを発表 引き上げ幅は鈍化

### 【産 業】

- 2019 年の中国人の海外旅行消費額 7 年連続世界一

## ■ RMB REVIEW

- 2019 年のレビューと 2020 年の見通し～米中摩擦などでさらなる下落余地も前年比限定的

## ■ EXPERT VIEW

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「市場参入ネガティブリスト（2019 年版）」
- 「国务院の固定資産投資項目の資本金管理の強化に関する通知」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

### 【貿易・投資】

#### ◆米国の対中制裁関税 新たに適用除外 32 品目発表

米国通商代表部(USTR)は 11 月 29 日、対中制裁関税措置第 3 弾(2,000 億米ドル相当の中国製品に 25%の追加関税)の対象から、新たに 32 品目を適用除外とすることを発表した(注)。適用除外品目の発表は 2018 年 12 月以降 13 回目、前回の 11 月 7 日の発表に続くもので、累計 1,194 品目に上る(図表 1)。

今回の適用除外品目には、真空掃除機、ガソリン・ディーゼルエンジン向け部品、自転車、折り畳み式家具、住宅用照明器具等が含まれる。

(注)適用除外品目の詳細は USTR の下記サイトに掲載

◇対中制裁関税第 1 弾:

<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/34-billion-trade-action>

◇対中制裁関税第 2 弾:

<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/16-billion-trade-action>

◇対中制裁関税第 3 弾:

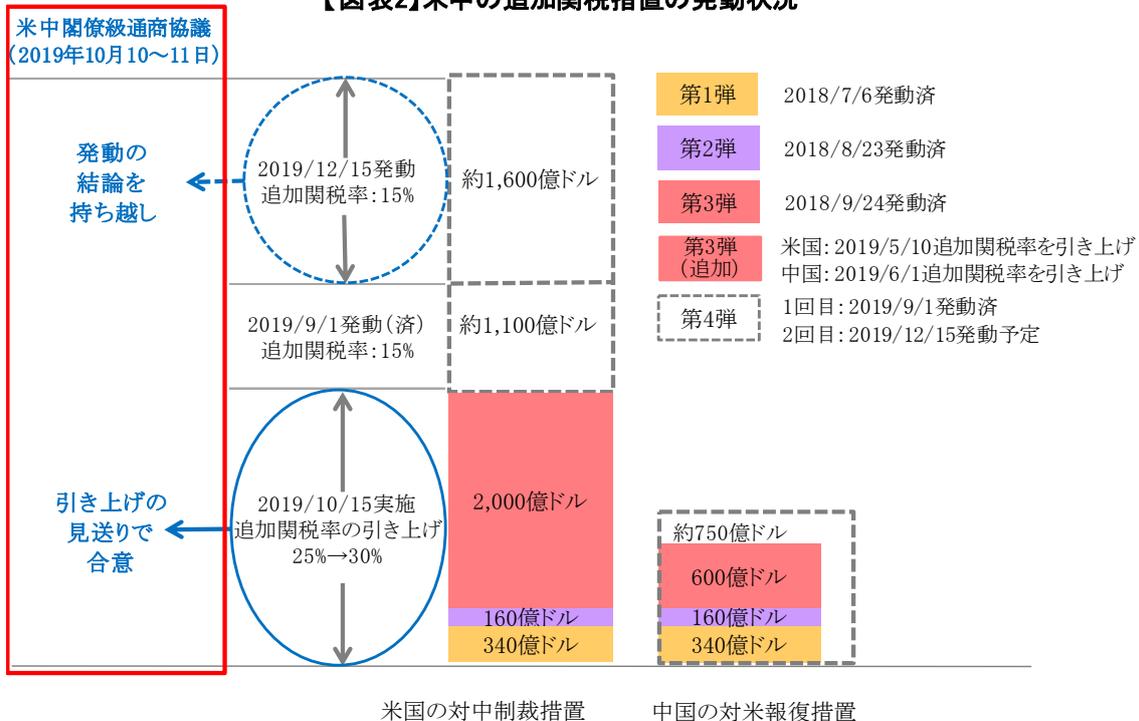
<https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-china/200-billion-trade-action>

【図表1】米国対中制裁関税における適用除外品目

	発表日	関連対中制裁関税	除外品目数	適用期間
1回目	2018/12/28	第1弾	31	2018/7/6~2019/12/28
2回目	2019/3/25	第1弾	33	2018/7/6~2020/3/25
3回目	2019/4/18	第1弾	21	2018/7/6~2020/4/8
4回目	2019/5/14	第1弾	40	2018/7/6~2020/5/14
5回目	2019/6/4	第1弾	89	2018/7/6~2020/6/4
6回目	2019/7/9	第1弾	110	2018/7/6~2020/7/9
7回目	2019/7/31	第2弾	69	2018/8/23~2020/7/31
8回目	2019/8/7	第3弾	10	2018/9/24~2020/8/7
9回目	2019/9/20	第1弾 第2弾 第3弾	310 89 38	2018/7/6~2020/9/20 2018/8/23~2020/9/30 2018/9/24~2020/8/7
10回目	2019/10/2	第1弾 第2弾	92 111	
11回目	2019/10/28	第3弾	83	2018/9/24~2020/8/7
12回目	2019/11/7	第3弾	36	2018/9/24~2020/8/7
13回目	2019/11/26	第3弾	32	2018/9/24~2020/8/7

(出所) USTRの発表を基に作成

【図表2】米中の追加関税措置の発動状況



(出所) 米中両国政府の発表を基に作成

## 【経済】

### ◆11月の製造業PMI指数 前月比0.9ポイント上昇の50.2

国家統計局、中国物流購買連合会は11月30日、11月の「製造業PMI」が前月比+0.9ポイントの50.2だったと発表。景況感の節目となる50を7ヶ月ぶりに上回った(図表1)。

項目別では、多くの指標が前月から上昇に転じた。「新規受注指数」は51.3(前月比+1.7ポイント)と2ヶ月ぶりに50を上回り、「生産高指数」が52.6(同+1.8ポイント)と大きく回復、「輸入指数」も49.8(同+2.9ポイント)と、内需の回復を示した。また、「新規輸出受注指数」は48.8(同+1.8ポイント)と、依然50を下回っているものの、前月からは改善した(図表2)。当局は、輸出の改善はクリスマス関連の受注増加によるものと説明している。

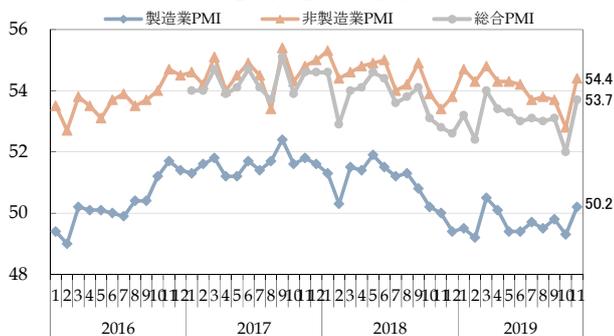
また、今後の景況感動向を示す「生産経営活動期待指数」は54.9(同+0.7ポイント)と前月を上回った(図表2)。

「製造業PMI」を企業規模別で見ると、大型企業は50.9(同+1.0ポイント)、中型企業は49.5(同+0.5ポイント)、小型企業は49.4(同+1.5ポイント)で、景況感はいずれも前月から上向いた。

また、11月の「非製造業PMI指数」は54.4(同+1.6ポイント)だった(図表1)。業種別では、サービス業が53.5(同+2.1ポイント)と上昇。建築業は59.6(同▲0.8ポイント)に低下したものの、高水準を維持している。

なお、製造業と非製造業のPMIを加重平均して算出した経済全体の景況感を捉える「総合PMI指数」は53.7(同+1.7ポイント)だった(図表1)。

【図表1】PMIの推移



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成  
(注) 総合PMIは2017年から発表開始

【図表2】製造業PMIの主要項目の推移

	製造業PMI指数	生産高指数	新規受注指数	新規輸出受注指数	原材料購買価格指数	輸入指数	雇用指数	生産経営活動期待指数
2019	1月	49.5	50.9	49.6	46.9	46.3	47.1	47.8
	2月	49.2	49.5	50.6	45.2	51.9	44.8	47.5
	3月	50.5	52.7	51.6	47.1	53.5	48.7	47.6
	4月	50.1	52.1	51.4	49.2	53.1	49.7	47.2
	5月	49.4	51.7	49.8	46.5	51.8	47.1	47.0
	6月	49.4	51.3	49.6	46.3	49.0	46.8	46.9
	7月	49.7	52.1	49.8	46.9	50.7	47.4	47.1
	8月	49.5	51.9	49.7	47.2	48.6	46.7	46.9
	9月	49.8	52.3	50.5	48.2	52.2	47.1	47.0
	10月	49.3	50.8	49.6	47.0	50.4	46.9	47.3
	11月	50.2	52.6	51.3	48.8	49.0	49.8	47.3

(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

## 【貿易・投資】

### ◆福建省・青海省 2020年1月より最低賃金引き上げ

福建省、青海省政府はこのほど、最低賃金の引き上げを発表した。

福建省廈門市は現行の1,700元から1,800元へ、福州市は1,650元から1,720元へ引き上げるとし、青海省は1,500元から1,700元へ引き上げ、何れも2020年1月1日より実施する(図表1)。

今年に入ってから最低賃金の引き上げを実施したのは、同2省のほか、重慶市、上海市、陝西省、北京市、湖南省、河北省、遼寧省、貴州省だった。

なお、地域別で最低賃金の最高額は上海市の2,480元、最低額は安徽省の1,550元となっている(図表2)。

(※) 中国各地域の最低賃金について、下記リンクをご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/319120401.pdf>

【図表1】2省の最低賃金改定の概要

地域	改定前	改定後	引き上げ幅
福建省	廈門市 1,700元 (2017年7月実施)	1,800元 (2020年1月実施)	5.9%
	福州市 1,650元 (2017年7月実施)	1,720元 (2020年1月実施)	4.2%
青海省	1,500元 (2017年5月実施)	1,700元 (2020年1月実施)	13.3%

(出所) 各地方政府の発表を基に作成

(注) 引き上げ幅は弊行計算ベース

【図表2】地域別最低賃金の最高額・最低額

地域	最低賃金額
高額	
上海市	2,480元
深圳市・北京市	2,200元
広州市	2,100元
低額	
チベット自治区	1,650元
甘肅省	1,620元
安徽省	1,550元

(出所) 各地方政府の発表を基に作成

## ◆18地域が2019年賃上げガイドラインを発表 引き上げ幅は鈍化

2019年12月までに、18地域の省・直轄市・自治区政府が2019年の企業賃上げガイドラインを発表した。

18地域の基準ラインの引き上げ幅の平均値は7.0%と、前年の7.3%から0.3ポイント鈍化した。上海市は5.0～6.0%と前年の8.0%から大幅に引き下げた。

企業賃上げガイドラインとは、各地方政府の人力資源・社会保障部門が、経済成長、物価水準、失業率等を勘案し、企業に対して示す賃上げ指標で、基準・上限・下限の3ラインが提示される。

ガイドラインは、法的強制力を持たないものの、企業は自社の業績・支払能力を踏まえて同ガイドラインを目安に賃金上昇率を調整するほか、労使交渉のベースともなる。

＜18地域の企業賃上げガイドラインの上昇率推移＞

地域	2018年			2019年		
	下限	基準	上限	下限	基準	上限
1 北京	4.0%	8.5%	13.0%	3.5%	8.0～8.5%	-
2 山西	4.0%	8.5%	12.5%	4.0%	8.0%	12.0%
3 遼寧	4.0%	7.0%	10.0%	4.0%	8.0%	12.0%
4 江西	3.0%	8.0%	-	3.0%	8.0%	-
5 貴州(注1)	3.5%	7.5%	12.5%	3.0%	7.5%	12.0%
6 内モンゴル	1.5%	7.0%	10.0%	-	7.5%	11.0%
7 海南	3.4%	7.1%	8.9%	3.4%	7.1%	8.9%
8 甘肅	4.0%	8.0%	14.0%	4.0%	7.0%	12.0%
9 青海	3.0%	6.0%	12.0%	3.0%	7.0%	12.0%
10 天津	3.0%	7.5%	12.0%	3.0%	7.0%	12.0%
11 陝西	3.0%	7.5%	12.0%	2.0%	7.0%	12.0%
12 雲南	2.0%	7.0%	11.0%	3.0%	7.0%	11.0%
13 山東	3.0%	7.0%	11.0%	-	7.0%	-
14 寧夏	2.5%	7.0%	13.0%	3.0%	6.5%	12.0%
15 吉林	3.0%	6.0%	10.0%	3.0%	6.0%	9.0%
16 広西	2.0%	7.0%	11.0%	1.0%	6.0%	11.0%
17 上海	3.0%	8.0%	-	2.0～3.0%	5.0～6.0%	-
18 新疆	3.0%	7.0%	10.0%	2.0%	5.0%	8.0%
平均値(注2)	-	7.3%	-	-	7.0%	-

(出所)各地方政府の発表を基に作成

(注1)貴州は2018年に発表がなかったため、「2018年」欄に2017年の数値を記載

(注2)平均値は基準ラインの数値に基づいて計算したもの

## 【産業】

### ◆2019年の中国人の海外旅行消費額 7年連続世界一

報道によると、オンライン旅行大手の携程旅行網と決済サービス大手の銀聯国際は11月29日、2019年の中国人の海外旅行消費額が7年連続で世界最大になるとの見通しを示すレポート(「新旅行・新消費・新中産階級：2019年中国人海外旅行消費報告」)を発表した。

2019年1～6月の中国人による海外旅行支出は1,275億米ドルだった。2018年は2,773億米ドルで世界第1位となり、2位の米国の1,440億米ドルと2倍近い差をつけた(図表1)。2019年も1位となれば、7年連続という。

2019年1～11月に、携程を利用して予約された海外旅行の目的地の数は、前年比+17%の158ヶ国・地域に上った。人気が高かったのはタイ、日本、韓国の順。目的地別で旅行中消費額が大きかったのはタイ、日本、オーストラリアの順だった(図表2)。一方で、旅行中消費額について、上位国での旅行1回当たりの金額では、英国が最大の3,500元、タイは最少の632元となったとしている。また、消費額が大きい費目には、飲食、買い物、宿泊、ガイドサービス、観光名所などが挙げられている。

また、銀聯カードを使用した海外での消費額が大きいのは、①日本、②韓国、③タイ、④フランス、⑤シンガポール。同様に都市別では、①東京、②大阪、③シンガポール、④バンコク、⑤ソウル だったという。

【図表1】2018年国際観光支出国/トップ10

国・地域	金額 (億米ドル)	前年比 伸び率(%)
1 中国	2,773	5.2
2 米国	1,442	6.8
3 ドイツ	942	1.2
4 英国	758	3.4
5 フランス	479	10.5
6 オーストラリア	368	9.7
7 ロシア	345	11.2
8 カナダ	333	4.3
9 韓国	320	0.9
10 イタリア	301	3.8

(出所) 国連世界観光機関 (UNWTO) の発表を基に作成

【図表2】2019年1-11月海外旅行関連ランキング

順位	海外旅行目的地 ランキング	目的地別 消費額ランキング
1	タイ	タイ
2	日本	日本
3	ベトナム	オーストラリア
4	シンガポール	マレーシア
5	マレーシア	シンガポール
6	インドネシア	インドネシア
7	米国	米国
8	カンボジア	ベトナム
9	フィリピン	英国
10	ロシア	UAE

(出所) 各種報道による「海外旅行消費報告」の紹介を基に作成

なお、日本の観光庁が10月に発表した「訪日外国人消費動向調査」報告によると、今年7-9月期の訪日外国人の旅行消費総額は前年同期比+9.0%の1兆2,000億円だった。うち中国人の消費額が最も大きく、同+22.3%の5,051億円と大きく伸びて、全体を牽引している。

RMB REVIEW

◆米中摩擦などでさらなる下落余地も前年比限定的

・2019年のレビュー

2019年の中国人民元対ドル相場は、2018年に続き総じて軟調な推移となった(第1、2図)。人民元対ドル相場は、年初6.8650で寄り付くと、2018年12月1日の米中首脳会談を受けた米中通商協議開始と、対中制裁関税第3弾の税率引き上げ延期を背景に2018年末からの上昇が続き、3月に年間最高値6.6689まで上昇した。その後中国が合意内容を大幅に後退させたとして、5月5日に突如米国が延期となっていた対中制裁関税第3弾の税率の引き上げ(10%→25%)を表明すると、同月末までに人民元対ドル相場は6.93台まで急落。6月のG20大阪サミットでの米中首脳会談で一時的に摩擦緩和期待が浮上したものの、米中協議が依然難航する中、8月1日に米国が突如対中制裁関税第4弾(対象2,700億ドルに対する10%の制裁関税)の発動を表明すると、人民元対ドル相場はついに節目の1ドル=7人民元を割り込んで下落。8月5日には米国が中国を25年ぶりに為替操作国に指定するなどすると、9月初旬に2008年2月以来約11年ぶりの安値となる年間最安値7.1854までさらに急落した。9月以降は10月の米中閣僚級通商協議の開催決定や、米中の第1段階の合意への期待を背景に、人民元対ドル相場は再び6.9台まで反発した。本稿執筆時点では7.03近辺で推移しており、この水準で引ければ2018年に続き2年連続の陰線引け(下落)となる。

第1図: 人民元対ドル相場(2019年1月1日~11月27日)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図: 人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・2020年の見通し

(1) 材料の点検

2019年の人民元対ドル相場は、概ね2018年と同様に①米中通商摩擦、②中国経済の減速懸念、③中国当局の人民元通貨政策、が主な相場材料となった。

① 米中通商摩擦

・人民元相場は米中摩擦関連のイベント次第の相場展開が続く

人民元対ドル相場は、2018年半ばに米国が対中制裁関税第1弾(対象340億ドル)を発動して以降、米中摩擦関連の動きに合わせて、(A)摩擦先鋭化による人民元下落局面(局面A)、(B)摩擦緩和による人民元反発局面(局面B)を繰り返して来た(第3図)。米中通商摩擦が中国経済へ与え得る影響を、人民元相場が前倒しで織り込んでいるためと考えられる。2019年の人民元相場も、こうしたいわば米中通商摩擦関連のイベント次第の相場展開が続いた。

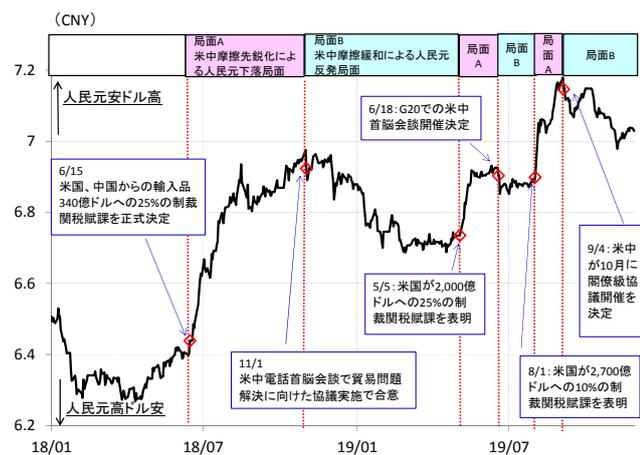
## ・10月の米中閣僚級通商協議を受けて足元は摩擦緩和局面

2019年も米中通商摩擦は依然として解決に至らず、協議が暗礁に乗り上げると、米国は8月までに中国からの輸入のほぼ全てをカバーする制裁関税第4弾の発動を表明(第4図)。両国間の制裁関税の応酬は最悪の状況を迎えるに至った。その後10月の米中閣僚級通商協議で、協議対象項目のうち、主に「農業」、「金融サービス」、「通貨」の分野に関する第1段階の合意に概ね到達。正式な合意文書作成に向けて足元では詰め協議が行われており、市場も一定の摩擦緩和を期待している。こうした背景から、足元は(B)摩擦緩和による人民元反発局面(局面B)、にあるとみている。

## ・第1段階の合意後も米中摩擦は燻り続け、人民元安圧力も継続と予想

もっとも、先端産業への補助金政策など、より米中摩擦の核心に近い本質的な事項を話し合う第2段階以降の協議では、これまで以上に合意形成が難航すると予想される。さらに中国の通信機器大手ファーウェイを始めとした中国ハイテク企業への米国による事実上の部材品の禁輸措置や、香港情勢などをめぐる人権状況に関する問題など、両国の対立は様々な方面でエスカレートするに至っている。当方は第1段階の正式合意に至れば、米国は、中国による米国産農産物の大量購入と引き換えに、12月に予定されている対中制裁関税第4弾(対象1,600億ドル)の発動を見送る程度までの譲歩はあり得るものの、それ以外の制裁関税は据え置かれる展開を有力視している。制裁関税による中国景気への下押し圧力が引き続き残る中、第2段階以降の協議などにより米中摩擦が再び先鋭化する結果、今後も再び局面Aに転換する可能性は大いにあるとみている。

第3図：米中摩擦関連イベントと人民元対ドル相場の各局面



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：米国による対中制裁関税の概要

金額	第1弾	第2弾	第3弾	第4弾①	第4弾②	2017年米国の対中輸入額
	340億ドル	160億ドル	2,000億ドル	1,100億ドル	1,600億ドル	5,055億ドル
2018年	7月6日	税率25%で発動				
	8月23日		税率25%で発動			
	9月24日			税率10%で発動		
2019年	5月10日			税率20%に引き上げ		
	9月1日				税率15%で発動	
	10月15日	税率30%に引き上げ予定	税率30%に引き上げ予定	税率30%に引き上げ予定	10月の米中協議の合意により保留	
	12月15日				税率15%で発動予定	
主な品目	産業機械、電子部品、自動車、半導体、医療機器など	半導体、化学品(プラスチック製品)、ゴム製品、鉄道車両・部品など	機械類、電気機器、家電、家具類、食料品など	デジタル家電、衣類、など	携帯電話、パソコンなど	

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ② 中国経済の減速懸念

### ・中国経済は1992年以来の最低水準まで減速

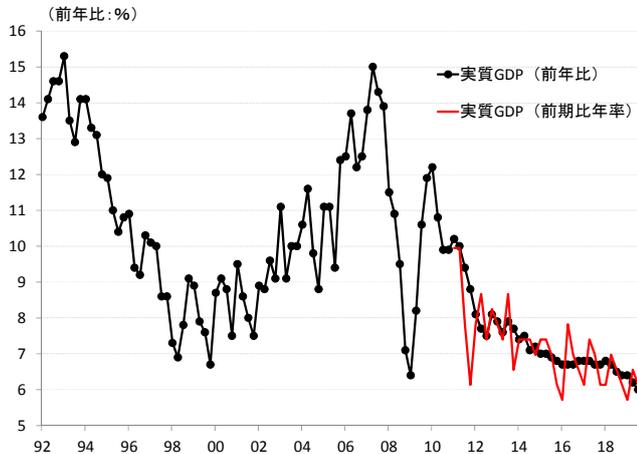
中国の2019年第3四半期の実質GDP成長率は、前年比+6.0%と1992年以来の最低水準まで減速(第5図)。中国当局は、増値税の減税、地方政府による一部プロジェクトの再開など積極的な財政刺激策や、数次に亘る預金準備率引き下げなど穏健な金融政策により、景気支援策を実施して来た。もっとも、企業部門を中心とした過剰債務や、シャドーバンキング部門において増大した金融リスクなどの構造的な問題への目配りも求められ、中国当局は慎重に効果を見極めながら景気支援策を実施する必要に迫られており、急激な景気押し上げ効果は期待し難い。

### ・中国経済は依然として底打ちを確認できず

こうした中、製造業 PMI など一部の景況感指数には年初から下げ止まりの動きがみられているものの、直近10月分の鉱工業生産(前年比)など主要月次経済指標は総じて悪化が続くなど、ハードデータではまだ底打ち

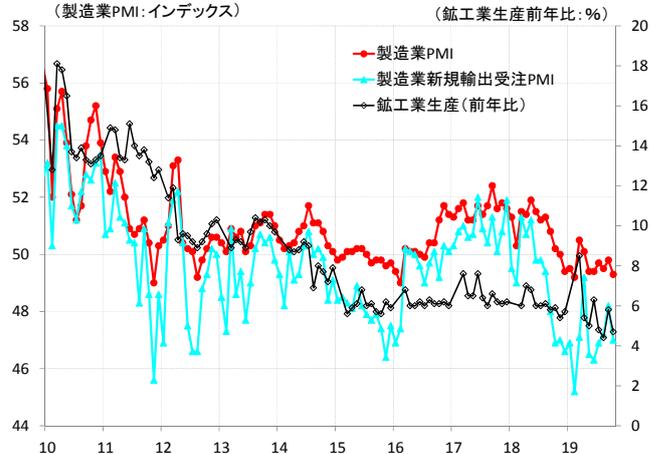
を確認できず、第4四半期の実質GDP成長率もさらに減速する可能性がある(第6図)。IMFも2019年10月発表の最新の経済見通しで、米国が既に表明済みの対中制裁関税第4弾までを織り込んだ上で、2020年の中国の実質GDP成長率について、前年比+5.8%と節目の6%を割り込む見通しを示している。こうした中国経済の減速懸念を背景に、人民元相場が米中通商摩擦関連の材料に敏感に反応し易い地合いが続こう。

**第5図: 中国実質GDP成長率(前年比と前期比年率)**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第6図: 中国製造業PMIと鉱工業生産(前年比)**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

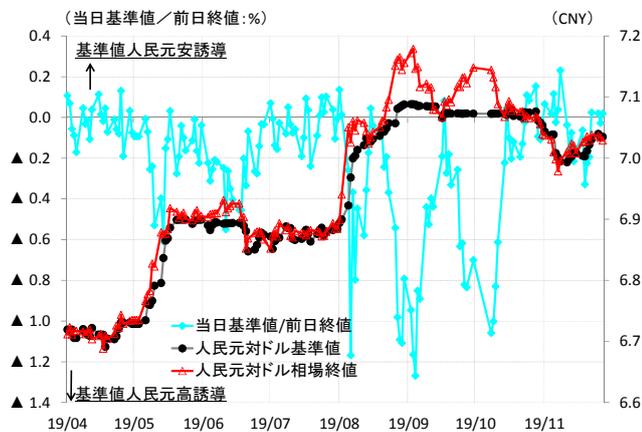
### ③ 中国当局の通貨政策

2019年8月に米中摩擦先鋭化で人民元相場は1ドル=7人民元を割り込んで下落したが、7.1台までの下落に止まり総じて安定を維持した。当局が人民元の対ドル基準値を一貫して実勢レート比人民元高方向へ設定して過度な人民元安を制御したことが背景の1つだ(第7図)。

#### ・中国当局は基準値設定などにより過度な人民元安を抑制

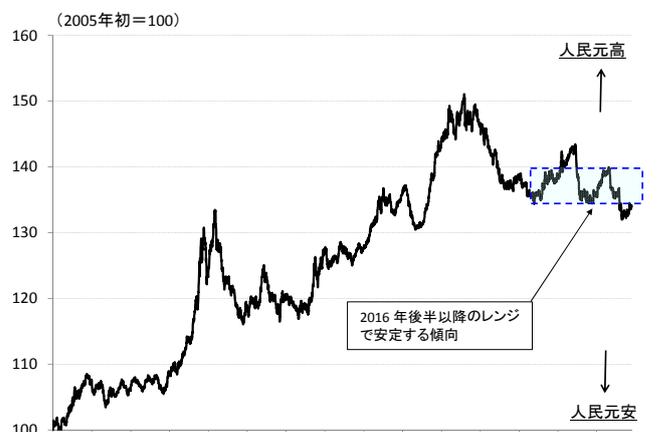
中国当局は、2015年末頃から人民元相場を名目実効為替レートベースで安定させ、人民元通貨制度改革の長期目標である対ドルでの柔軟性を拡大する方向に人民元通貨政策を徐々にシフトさせて来た。実際、2016年半ば頃より人民元名目実効為替レートは、一定のレンジ付近で推移するようになっている(第8図)。景気減速への対応から、同レートが当面上記レンジの下限付近で推移することはあり得るものの、人民元基準値の設定や、2015年頃より強化された一部資本規制、違法な資本流出の取締りといったクロスボーダー資本フロー管理の強化などにより、中国当局は基本的には緩やかに上記レンジを維持することを志向し、人民元対ドル相場でも、過度な下落は引き続き抑制を図るとみられる。

**第7図: 人民元対ドル相場実勢レートと人民元対ドル基準値**



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

**第8図: 人民元名目実効為替レート(2005年~)**



(資料) Bloomberg, CFETS より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## (2) 2020年の見通し

### ・人民元は2019年安値の更新を視野にさらなる下落余地も下落幅は限定的となろう

米中通商摩擦における第1段階の合意が実現に至る可能性は相応にあり、その場合目先一定の人民元高要因となろう。もっとも、既存の制裁関税がほぼ据え置かれ、通商摩擦の先行き不透明感や中国経済の減速懸念が当面払拭されなければ、人民元の下落圧力は熾り続けよう。一方、中国当局は、これまでのところ実勢レートで1ドル=7.1人民元以上では、人民元基準値の設定などによる過度な人民元安抑制スタンスをみせており、同価格帯からのさらなる下落余地は大きくなり難いとみている。2020年後半に、中国当局による景気支援策の効果が次第に顕在化し、世界経済にも底打ち感が出てくれば、ドルの名目実効為替レートも軟化し易くなり、人民元対ドル相場に対する一定の下落抑制要因として作用しよう。2020年も2019年の最安値(7.1854)の更新を視野に、人民元対ドル相場のさらなる下落余地を見込むが、下落幅は2019年比限定的となろう。

### ・リスクシナリオ

リスクシナリオとしては、まず米中協議決裂などから中国経済や世界経済の想定以上の減速懸念が強まれば、1ドル=7.2台を超える人民元下落も視野に入ろう。一方、米中通商協議が進展して中国経済の底打ち感が強まる場合、あるいは既存の制裁関税は据え置かれても、市場がさらなる摩擦の先鋭化・先行き不透明感が無くなったと解釈して、人民元高を織り込み始めるようなケースでは、2019年の高値(6.6689)などを意識した人民元の上昇があり得よう。

第1表: 2020年予想レンジ

	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
対ドル	6.95～7.15	7.00～7.20	6.95～7.25	6.95～7.25
対円	14.7～15.9	14.5～15.7	14.3～15.7	14.0～15.5

(11月27日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.11.25	7.0370	7.0300～ 7.0388	7.0320	-0.0036	6.4606	-0.0148	0.8985	-0.0008	7.7544	-0.0348	2.5200	3,044.86	21.89
2019.11.26	7.0268	7.0240～ 7.0420	7.0363	0.0043	6.4578	-0.0028	0.8988	0.0003	7.7504	-0.0040	2.1000	3,046.03	1.17
2019.11.27	7.0220	7.0220～ 7.0311	7.0260	-0.0103	6.4363	-0.0215	0.8975	-0.0013	7.7365	-0.0139	2.5000	3,041.92	-4.11
2019.11.28	7.0290	7.0257～ 7.0337	7.0328	0.0068	6.4286	-0.0077	0.8983	0.0008	7.7432	0.0067	2.5900	3,027.80	-14.12
2019.11.29	7.0325	7.0183～ 7.0369	7.0261	-0.0067	6.4184	-0.0102	0.8977	-0.0006	7.7363	-0.0069	2.3600	3,009.43	-18.37

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱UFJ銀行国際業務部作成

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

今回は11月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

#### 【政策】

##### 【自由貿易試験区】

#### ○「国務院の自由貿易試験区での“証照分離”改革の全面的カバー試行の展開に関する通知」

(国発[2019]25号、2019年11月6日発布・実施)

自由貿易試験区で企業の経営に関わる行政許可事項をリストに明示し、企業の事業開始を促進する改革を試行するもの。“証照分離”とは、企業の事業や業務に関わる証書(“証”)を登記設立時に交付する営業許可証(“照”)と切り離し、その取得を容易にする改革をいう。

■この行政許可事項は中央レベルで設けられている523項目で、これらを審査・許可の取り消し(13項目)、審査・許可から届出への変更(8項目)、告知承諾の実行(60項目)、審査・許可のサービス改善(442項目)の4つに分類して管理する。リストには、行政許可事項の名称、法的根拠、審査・許可のレベルと部門、改革方式、具体的な改革内容、許可取得の事中事後の監督管理方式などが記載されている。なお、地方レベルの行政許可事項については、省級政府が2019年11月30日までに社会に公開するとしている。この改革は上海浦東新区などで2015年12月から3年間の期限で試行されてきたもので、これを全国の自由貿易試験区に拡大するもの。

■原文とリストは中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/15/content\\_5451900.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/15/content_5451900.htm)

##### 【投資制度改革】

#### ○「市場参入ネガティブリスト(2019年版)」

(国家发展改革委员会・商務部、2019年11月22日発布・実施)

企業や個人の市場参入(投資・経営活動)を禁止する業種と、行政許可の取得を条件として許可する業種・分野および行政許可事項を記載したリストの改訂。内資企業・個人と外商投資企業の両方に適用される。中国への投資の可否については「外商投資ネガティブリスト」で、また事業許可取得の可否については「市場参入ネガティブリスト」で判断ができる。

■禁止業種・分野は、前の2018年版では、①法律・法規・国務院決定などで明確に参入禁止規定を設定しているもの、②国の産業政策で淘汰・制限を明示している製品・技術・工程・設備・行為、③違法な金融関連の経営活動を禁止しているもの、④違法なインターネット関連の経営活動を禁止しているものの4項目だったが、2019年版ではこれに地方の「国家重点生態機能区ネガティブリスト」と「農産物主要生産区産業参入ネガティブリスト」に記載されるものが加わった。このネガティブリストには、具体的な禁止項目(145項目)と関連規定のリストも添付されている。

■許可業種・分野は、2018年版の14業種、148分野、573項目から21業種、126分野、549項目と、分野・項目が若干削減された。また、2019年版では、新たに許可事項の全国共通のコード番号と主管部門が記載されている。なお、このリストには、投資・経営活動ではない管理措置、参入後の管理措置などは含まれていないとされている。

■原文は、商務部の下記サイトをご参照。

<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/bc/201911/20191102916059.shtml>

## [行政法規]

### 【サービス業開放】

○「国務院の北京市で関係行政法規および国務院が許可した部門規則の規定を暫時調整、実施することに関する同意」

(国函[2019]111号、2019年11月12日公布・施行)

北京市では2015年から外資にサービス業を開放する措置が試行されているが、今年1月から新たに実施されている開放措置のうち、行政法規と国務院が許可した「外商投資ネガティブリスト」に抵触するものについて、改めて実施を許可したもの。

■実施内容と関係法規等は、以下の通り。

1. 条件に合致する中外合弁旅行社への台湾地区以外の出国旅行業務の支持。独資旅行社への台湾地区以外の出国旅行業務の許可。(「旅行社条例」第23条)
2. 北京市サービス業開放拡大総合試行モデル区とモデル園區でのインターネット接続サービス業務(ユーザーへの接続サービスに限る)等の付加価値通信業務の外資比率制限の取り消し。(「外商投資電信企業管理規定」第2条、第6条第2項、「外商投資ネガティブリスト(2019年版)」20.)
3. 外商投資企業の認証機構資格取得での外国側投資者の所在国・地域の認可取得と3年以上の業務歴の要求取り消し。(「認証認可条例」第11条第1項)
4. 非営利性養老機構の運営への民営非企業の参入緩和。(「民営非企業単位登記管理暫定施行条例」第2条)
5. 文化・娯楽業が集中する特定区域での外商投資娯楽場所設立への出資比率制限の不適用。(「娯楽場所管理条例」第6条)
6. 文化・娯楽業が集中する特定区域での公園場所経営単位設立への出資比率制限の不適用。同じく外商独資公演仲介機構の設立と全国範囲でのサービス提供の許可。(「営業性公演管理条例」第10条第1項、第2項)
7. 外商投資音響・映像製品の制作業務の許可(北京国家音楽産業基地、中国北京出版創意産業園區、北京国家デジタル出版基地内での合作、かつ中国側による経営主導権と内容最終審査権を条件とする)。(「外商投資ネガティブリスト(2019年版)」35.)

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/19/content\\_5453515.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/19/content_5453515.htm)

### 【投資管理】

○「国務院の固定資産投資項目の資本金管理の強化に関する通知」

(国発[2019]26号、2019年11月20日公布・施行)

企業が投資する固定資産投資プロジェクトと政府が投資する事業性固定資産投資プロジェクトでの最低資本金(非債務性資金)の比率を調整するもの。この制度はインフラなどへの有効な投資を促進することがねらいで、1996年から実施されている。

■主な調整の内容は、以下の通り。

- ・ 港湾、沿海・内陸河川運航プロジェクトでの最低資本金は、25%を20%に引き下げる。
- ・ 空港プロジェクトの最低資本金は25%、その他のインフラプロジェクトは20%で変更しない。そのうち、道路、鉄道、都市建設、物流、生態環境保全、社会民政等の分野で不足しているインフラプロジェクトについては、5ポイント以内で引き下げてよい。
- ・ 金融手段等で調達した資金については、国の統一会計制度で収益手段とされる場合、資本金として認定してよい。ただし、資本金総額の50%を越えてはならない。また、①元本・利息の返還承諾、包括保証など収益に対する付帯条件がある場合、②当期の債務性資金の償還前に配当または収益取得ができる場合、③プロジェクトの清算時に優先的に受け取る債務性資金である場合は資本

金として認定しない。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/27/content\\_5456170.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/27/content_5456170.htm)

**【祝祭日】**

○「国務院弁公庁の2020年の一部祝祭日の手配に関する通知」

(国弁発明電[2019]16号、2019年11月21日公布)

2020年の祝祭日休暇についての通知。

■詳細は以下の通り。

元旦:1月1日(水)の1日

春節:1月24日(金)~30日(木)の7日(1月19日(日)、2月1日(土)は平常通り)

清明節:4月4日(土)~6日(月)の3日

労働節:5月1日(金)~5日(火)の5日(4月26日(日)、5月9日(土)は平常通り)

端午節:6月25日(木)~27日(土)の3日(6月28日(日)は平常通り)

国慶節:10月1日(木)~8日(木)の8日(9月27日(日)、10月10日(土)は平常通り)

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/21/content\\_5454164.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/21/content_5454164.htm)

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

~アンケート実施中~

(回答時間:10秒。回答期限:2020年1月4日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZII6Qe>